

平成21年2月27日

各 位

会 社 名 株式会社ソディックハイテック
代表者名 代表取締役社長 古川 利彦
(コード番号6160 大証ヘラクレス市場S)
問合せ先 常務取締役
管理統括部長 河原 哲郎
(TEL: 045-473-6861)

当社の完全子会社化のための定款の一部変更等及び 全部取得条項付株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成21年2月10日付「当社の完全子会社化のための定款の一部変更等及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付株式(下記において定義いたします。)の全部の取得について、臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議いたしましたところ、承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更の内容

当社は、平成21年2月10日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款変更及び当社の全部取得条項付株式の全部の取得(以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。)について必要なお承認をいただくため、本日、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設します。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付株式」といいます。
- ③ 会社法第171条第1項ならびに上記①及び上記②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は株主から当社の全部取得条項付株式全てを取得し、全部取得条項付株式1株の当該取得と引換えに、取得対価として当社A種種類株式0.000158701株を交付します。

この際、株式会社ソディック(以下「ソディック」といいます。)以外の各株主に対して割り当てられる当社A種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。かかる1株未満の端数を割り当てられる株主に対しては、法令の定める手続きに従い、その端数の合計数(会

社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を売却して得た代金を、各株主に割り当てられる端数に応じて交付することとなります。この結果、ソディックが当社唯一の株主となります。

II. 当社定款の一部変更の件（本定款一部変更等のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等の②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会における第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成21年2月10日付当社プレスリリースの定款一部変更の件Aにかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更の件Bにかかる変更の内容のとおりであります。

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等の①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。本定款一部変更等の②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成21年3月31日（火）に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年2月10日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第1項ならびに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社が全部取得条項付株式の株主から同株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち①による定款変更に基づき新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付するものです。かかる交付がなされる当社A種種類株式の数については、取得日（以下において定義します。）前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主に対して、その所有する全部取得条項付株式1株につき、新たに発行する当社A種種類株式を0.000158701株の割合をもって交付するものです。かかる割当ての比率は、ソディック以外の株主に対して当社が交付するA種種類株式が1株未満の端数となるように設定されております。

(2) 全部取得条項付株式の取得の効力の発生

全部取得条項付株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更のうち②の効力が発生することを条件として、平成21年3月31日（火）（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

(3) 全部取得条項付株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付株式の株主から同株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち①による定款変更に基づき新たに発行することが可能となる当社A種種類株式を交付いたします。

かかる全部取得条項付株式の取得が実施された場合において、株主に対して交付される当社A種種類株式が1株未満の端数となるときには、1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社A種種類株式を、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで当社が買い取り、代金をその端数に応じて各株主に交付することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付株式の株主が保有する同株式の数に40,200円（ソディックが本公開買付けを行った際における当社株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主に交付できるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付株式の取得にかかる今後の日程

本臨時株主総会後に開催された当社臨時取締役会にて、全部取得条項付株式の取得に関する基準日を、平成21年3月30日（月）と決議いたしました。

今後の日程（予定）は、以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会決議通知の発送	平成21年2月27日（金）
整理銘柄への指定	平成21年2月28日（土）
定款一部変更に関する公告（全部取得条項設定に関する事項）	平成21年3月2日（月）
全部取得条項付株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定公告	平成21年3月2日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成21年3月24日（火）
当社普通株式の上場廃止日	平成21年3月25日（水）
全部取得条項付株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成21年3月30日（月）
全部取得条項付株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成21年3月31日（火）

なお、全部取得条項付株式取得の対価として、法令の手続きに従って平成21年5月下旬頃に金銭を交付する予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場において取引するこ

とはできません。なお、全部取得条項付株式の株主に対して当社が交付するA種種類株式については、株式会社大阪証券取引所に対する上場申請は行いません。

以 上